

あいづふるさと市町村圏協議会規約

(目的及び組織)

第1条 会津全域の創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会づくりに向けた一体的な地域振興事業を推進するため、あいづふるさと市町村圏協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、会津若松地方広域市町村圏整備組合、喜多方地方広域市町村圏組合及び南会津地方広域市町村圏組合の構成市町村長をもって組織する。

(事務局)

第2条 協議会の事務を処理するため、会津若松地方広域市町村圏整備組合に事務局を置く。

(事業)

第3条 協議会は、前条第1項に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 地域振興事業の計画策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関すること。
- 2 事業の推進に関し必要な事項の調査研究等に関すること。
- 3 その他協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(役員等)

第4条 協議会に会長1名、副会長2名及び理事3名(以下「役員」という。)並びに監事2名を置き、総会において選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 役員及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員等の任期は前任者の残任期間とする。

(職員)

第5条 事務局に事務局長、事務局次長、主任及び書記等を置く。

(会議)

第6条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて、会長が召集する。

- 2 総会は、事業計画及び予算、決算を審議する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 役員会は、緊急を要する場合は、総会を代行することができる。

(幹事会及び連絡会議)

第7条 協議会の事務を補佐するため、協議会に幹事会及び連絡会議を設置する。

- 2 幹事会は、会津若松地方広域市町村圏整備組合、喜多方地方広域市町村圏組合及び南会津地方広域市町村圏組合の構成市町村の担当課長をもって組織する。

3 連絡会議は、会津若松地方広域市町村圏整備組合、喜多方地方広域市町村圏組合、南会津地方広域市町村圏組合、あいづ地方拠点都市地域整備推進協議会及び只見川電源流域振興協議会の事務局長をもって組織する。

(関係者等の出席)

第8条 連絡会議が必要と認めるときは、民間団体等の関係者を当該会議に出席させることができる。

(会計)

第9条 協議会の経費は、会津若松地方広域市町村圏整備組合、喜多方地方広域市町村圏組合及び南会津地方広域市町村圏組合の負担金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成8年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月17日から施行する。